

令和2年6月4日

裁判所利用の皆様へ

仙台地方裁判所

事件処理について（新型コロナウイルス対策関連情報）（6月4日現在）

5月25日、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されました。仙台地方裁判所（大河原支部、古川支部、石巻支部、登米支部及び気仙沼支部を含む。）及び管内のすべての簡易裁判所においては、同日変更された政府の基本的対処方針及び宮城県における新型コロナウイルス感染症対策（5月26日以降）を踏まえ、人と人との距離を十分とることができるように法廷の傍聴席や待合室で間隔を空けて着席していただく、事件関係室の換気をこまめに行う、職員はマスクをして対応するなど、引き続き新型コロナウイルス感染防止策を講じながら、期日を実施する事件の範囲をさらに拡大し、順次通常の業務に戻していくこととしました。

来庁される訴訟関係人、傍聴希望の皆様には、次のとおり御協力をお願いいたします。

- ・ 訴訟関係人の皆様は、発熱等の症状がある場合には、来庁する前に、担当部（係）に電話等で御連絡ください。
- ・ 傍聴席は、間隔を空けて着席していただいています（満席の場合には、傍聴できません。）。

なお、発熱等の症状がある場合には、傍聴を御遠慮ください。

- ・ 法廷、受付窓口等、庁舎内では、マスクの着用にご協力ください。
- ・ 手洗いや咳エチケットなどへの御協力をお願いします。

各事件の取扱いについては次のとおりです。

○ 民事事件及び行政事件

6月1日（月）以降は、上記の対策を取りながら、順次期日を実施する事件の範囲を拡大していくこととしました。

他方で、訴訟関係人が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道から移動する必要のある事件等、一部の事件については、期日指定が取り消されるものもあります。期日指定が取り消された事件については、担当部（係）から連絡があります。御不明の点があれば、担当部（係）にお問い合わせください。

仙台地方裁判所本庁の破産事件のうち、債権者集会及び免責審尋のために指定されている期日については、指定どおり実施する予定です。

感染拡大防止の観点から、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道の債権者で、6月1日（月）から6月18日（木）までの間に指定されている上記期日への出席を考えている方は、上記期日に出席いただかなくとも、債権者集会における破産管財人の報告内容をお伝えすることや、意見を提出いただくことが可能です。詳細については、各事件の破産管財人にお問い合わせください。

○ 刑事事件

指定されている公判期日及び打合せ期日は、予定どおり行われます。

○ 簡易裁判所の窓口における手続案内

当分の間、次の受付時間の範囲内で実施します。

なお、手続の概要や申立書式は、ホームページでも御確認いただけますので、そちらも御利用ください。

【受付時間】

午前9時00分から午前11時00分まで

午後1時00分から午後3時00分まで

（お願い）

- 「三つの密」を避けるため、複数人での来庁は御遠慮ください。
- 受付順に行いますので、お待ちいただく場合があります。
- 1件20分以内での説明とさせていただきますので、御協力ください。